

# 東京都震災復興マニュアル 復興プロセス編（修正案）

概要版



令和6年3月修正予定

# 修正の背景と目的

首都直下地震など、東京が大規模な地震で被災した場合、その後、長い年月をかけ、計画的に震災復興を進めていかなければなりません。

そのため、東京都は、都民向けの東京都震災復興マニュアル「復興プロセス編」を策定し、地域力を生かした復興や自助・共助・公助の連携による復興や基本的な考え方を示すとともに、住民が積極的に復興を進めるための仕組み等を提示しています（最終修正平成 28 年 3 月）。

また、行政職員向けに東京都震災復興マニュアル「復興施策編」を作成し、都市、住宅、産業、くらしといった分野別の手続きを定めています（最終修正令和 3 年 3 月）。

このような取組の充実・強化を図るため、東京都における防災を取り巻く新たな政策の展開や大規模災害の教訓を反映するとともに、被災者支援に関する情報発信を強化するため、「復興プロセス編」の修正を行います。

## 東京都震災復興マニュアル

### 復興プロセス編（都民一般向け）

復興の基本的な考え方や住民主体の復興を進めるための仕組み等で構成

平成 15 年 3 月作成（令和 6 年 3 月修正予定）

### 復興施策編（行政職員向け）

「都市の復興」「住宅の復興」など分野別に行政が実施する具体的な施策で構成

平成 15 年 3 月作成（令和 3 年 3 月修正）

# 修正の視点

1

## 防災を取り巻く新たな政策の展開を反映

「未来の東京戦略」の策定に伴い、基本目標を見直すとともに、「都市復興の理念、目標及び基本指針」（令和元年 6 月）を踏まえた復興まちづくりの考え方を反映、産業・エネルギー政策に関する記載等を追加しています。

2

## 大規模災害の教訓を反映

関東大震災における復興の歩みや今後起こりうる地震への備えを記載するなど、過去の災害の経験と学びを反映しています。

3

## 東京都における被災者への支援制度の紹介

被災者支援に関する情報発信の強化のため、発災時に円滑に活用できるよう都における各種支援制度を一覧化し、分かりやすく紹介します。

# 主な修正点

## 1

### 防災を取り巻く新たな政策の展開を反映

#### ■復興の基本的な考え方に関する修正

- 「未来の東京」戦略の策定に伴い「基本目標」を見直し、「協働と連帯による「豊かさにあふれる持続可能な首都東京」の再建」としました。
- 令和4年5月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」報告書を反映しました。
- 震災復興の基本的な考え方である、「東京都震災復興方針」、「東京都震災復興計画」の内容を追記しました。

#### ■都市復興に関する修正

- 「都市復興の理念、目標及び基本方針」を踏まえて、復興まちづくりの考え方を「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」としました。
- 復興施策編の修正を踏まえ、家屋被害調査の進め方、市街地復興の対象区域の考え方などを見直しました。

#### ■住宅復興に関する修正

- 速やかな住宅復興を図るため、応急仮設住宅等（公的住宅等の空き住戸の活用、民間賃貸住宅の借上げ、新規建設による仮設住宅）の供与や被災した住宅の応急修理など、具体的な応急住宅対策の内容を再整理しました。

#### ■産業復興に関する修正

- 産業・エネルギー施策に関する取組の項目を新設し、企業等の事業再開に必要なエネルギー供給について、電力需給ひっ迫時の節電行動のよびかけなど、供給の安定化を図る取組を追記しました。

#### ■くらしの復興に関する修正

- 通信環境の確保に関する施策の項目を新設し、スマートフォンの普及やテレワークの推進を踏まえて、避難所となる都立施設において OpenRoaming に対応した Wi-Fi アクセスポイント設置を推進し、安全で利便性の高い通信環境の確保に向けて取り組む内容を追記しました。



## 2

# 大規模災害の教訓を反映

### ■関東大震災の概要

大正12年9月1日正午頃、神奈川県西部を震源とするマグニチュードM7.9の地震が発生し、倒壊、火災、津波などにより家屋29万3,387棟、死者10万5,385名の被害が発生しました。

### ■復興の歩み

- 基盤整備：後藤新平は東京の復興計画を提案し、大規模な土地区画整理事業、公園、道路や橋などの整備が行われました。
- 住宅復興：住宅の復興にあたっては、当初仮設住宅（バラック）が開設されましたが、復興にあたり、住宅の近代化も進められました。
- 地域コミュニティ：配給などの救援の現場では、町内会やボランティア、学生による自発的な共助の取組が行われました。

### ■復興からの経験

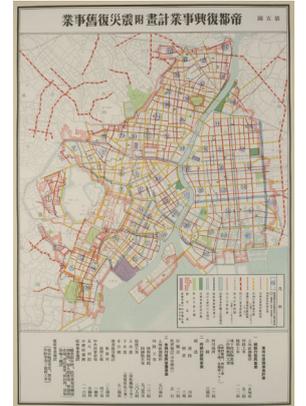
市街地建築法が改正され、構造強度規定に地震力規定が導入されました。また、町内会組織が増加したり、郊外への移住が増え市街地が拡大するきっかけとなりました。

### ■今後起こりうる地震への備えを

関東大震災から100年が経ち、都民を取り巻く環境や求められるまちづくりが変わっていく中でも、地震に強いまちづくりと地域力を生かした地域協働復興を車の両輪として展開させることにより、今後起こりうる震災へ日頃から備えていくことが重要です。



出典：復興記念館



出典：帝都復興事業図表  
(東京市役所編纂)

## 3

# 東京都における被災者への支援制度の紹介

### ■被災者への支援制度一覧

被災後の一日も早い生活再建のため、東京都では、専門家やボランティア等との連携や、被災地における時限的な仮設市街地の整備の支援など、住民主体の復興に向けた支援に取り組むとともに、相談窓口や給付制度など被災者の生活を支えるための各種支援制度を紹介しています。

### ■被災後の生活再建におけるお困りごと

一般生活、各種給付等、経営、住まい、就学の五つの分野における困りごとに対して対応する、支援制度を紹介しています。

#### 一般生活に関すること

- ・被災後の生活上の不安や問題について相談したい
- ・各種法律に関する相談や住家被害認定調査など専門家の話を聞きたい
- ・被災のストレスで精神的に不安を抱えている

#### 各種給付等に関すること

- ・生活再建のための資金を必要としている
- ・被災により納税が困難となったため、徴収猶予などを受けたい

#### 経営に関すること

- ・経営する中小企業等が被災し、資金調達のため融資を受けたい
- ・被災により経営する事業に著しい損失が生じたため、一時的に都税を納税することが困難になった

#### 住まいに関すること

- ・住居が被災したため、応急修理をしたい
- ・応急仮設住宅での暮らしを検討している

#### 就学に関すること

- ・被災により、一時的に所定の期限内に授業料を納付することが難しい
- ・被災により、教科書などの学用品を失ってしまった